

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和5年6月6日
東京都
東京管区気象台

東京都土砂災害警戒情報発表基準の変更について

東京都の土砂災害警戒情報について、令和5年6月8日（木）に発表基準を変更します。

東京都と気象庁は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、区市町村長による防災活動や住民等への避難指示（警戒レベル4）等の災害応急対応の支援、及び住民の自主避難の判断等への利用を目的として、平成20年2月から土砂災害警戒情報を運用しています。土砂災害警戒情報の発表基準は、過去の降雨の状況及び土砂災害の発生状況等を総合的に勘案して設定しており、有効性や運用方法等を継続的に検証し、適宜改善を行っています。

今般、東京都と気象庁は、運用開始以降の降雨の状況や土砂災害発生事例のデータを加えて土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、下記の通り、新たな基準で運用することとしました。

これにより、より適切な時期に必要な区市町村を対象として土砂災害警戒情報を発表することができるとともに、区市町村における避難指示等の防災対応の判断及び住民の自主避難を一層効果的に支援することが可能となります。

また、基準変更により、気象庁ホームページの「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」（※）で公表されるメッシュ形式の情報についても、より適切な判定結果となるため、避難対象地域の絞り込みをよりの確に支援できるよう改善されます。

記

1 基準変更日時

令和5年6月8日（木）13時

2 基準変更範囲

土砂災害警戒情報を運用している東京都内の全区市町村

（土砂災害警戒情報を運用していない区市は以下の通り）

中央区・墨田区・江東区・葛飾区・江戸川区・足立区・武蔵野市

3 主な変更内容

- ・近年の降雨事例や土砂災害発生事例の基準への反映
- ・都内全域を5kmメッシュ単位に分けて設定していた基準を、1kmメッシュ単位に細分化
- ・土砂災害警戒区域等の指定状況を踏まえ、土砂災害のおそれのない場所を土砂災害警戒情報の判定対象から除外する、除外メッシュの見直し

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

土砂災害警戒情報の概要、発表基準の仕組みについては、以下も参照ください。

気象庁HP：土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html>

問合せ先：

東京都

（基準変更に関する事項）

建設局 河川部 土砂災害対策担当課長 松葉

電話 03-5320-5419（内線 41-452）

（土砂災害警戒情報の運用に関する事項）

建設局 河川部 防災課長 金澤

電話 03-5320-5430（内線 41-550）

東京管区气象台

気象防災部 観測予報課 担当 調子、三村

電話 042-497-7221